

みやま市養育費保証支援事業

ひとり親家庭にとって、養育費は、子どもの健やかな成長のために大変重要なものです。

みやま市ではひとり親家庭の方が、養育費を確実に受け取れるための支援として、保証会社との養育費保証契約に係る本人負担費用(保証料)を助成します。

■ 対象者 ■

みやま市にお住まいのひとり親家庭の母又は父で、令和5年4月1日以降に保証会社と養育費保証契約を締結し、次の要件をすべて満たす方

- ・ 養育費の取り決めに係る債務名義を有していること。
- ・ 養育費の取り決めの対象となる児童(20歳未満の者)を現に扶養していること。
- ・ 保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結していること。
- ・ 過去にこの助成金等の支給を受けたことがないこと。



■ 対象となる経費 ■

保証会社と養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、保証料として本人が負担する費用

■ 助成額 ■

助成対象経費として現に負担した額と5万円を比較して少ない方の額 ※1人1回限り

■ 申請方法 ■

養育費保証契約を締結した日の翌日から6か月以内に必要な書類をそろえて対象となる本人が申請してください。

■ 必要書類 ■

- ① 養育費保証支援事業助成金交付申請書兼請求書
- ② 申請者及び対象児童の戸籍謄本又は抄本、世帯全員の住民票の写し(交付から1か月以内)
※児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療証をお持ちの方はそれに代えることができます。
- ③ 対象経費の領収書等
①宛先②領収年月日③領収金額④取引内容(但し書き)⑤領収者の住所及び氏名、領収印が必要です。
ただし、郵便局及び官公署が発行する領収証書並びにレシートについては、②③のみで可能です。
※クレジット会社を介して支払いを行った場合は、クレジット契約証明書
- ④ 養育費の取り決めに交わした文書
確定判決や強制執行認諾約款付公正証書、調停調書など、債務名義化した文書に限ります。
※公正証書の場合、「強制執行されても構いません」という趣旨の記載が必要です。
- ⑤ 保証会社と締結した養育費保証契約書(保証期間は1年以上のものに限る)
- ⑥ 振込先が確認できるもの(通帳・キャッシュカードの写しなど)
- ⑦ その他市長が必要と認めるもの(※必要に応じてお願いすることがあります。)

☆ お問い合わせ先 ☆

みやま市子ども子育て課子ども子育て係 ☎ 0944-64-1535